

令和6年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税額は、医療分A、後期分B、介護分C の合計額です。

A	医療分 （基礎課税額）		対象者：加入者全員	医療分限度額：65万円
	所得割額	=	$\left(\frac{\text{令和5年中の総所得金額}}{\text{円}} - \frac{\text{基礎控除額}}{\text{万円}} \right) \times 5.78\%$	= ① <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	均等割額	=	$\frac{\text{加入者1人につき 年額}}{\text{円}} \times \frac{\text{加入者数}}{\text{人}}$	= ② <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	平等割額	=	$\frac{\text{加入世帯につき 年額}}{\text{円}}$	= ③ <input style="width: 100px;" type="text"/> 20,000 円
	減税額	=	「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ④ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
医療分合計 = ① + ② + ③ - ④ = A				医療分合計 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円

+

B	後期分 （後期高齢者支援金等課税額）		対象者：加入者全員	後期分限度額：24万円
	所得割額	=	$\left(\frac{\text{令和5年中の総所得金額}}{\text{円}} - \frac{\text{基礎控除額}}{\text{万円}} \right) \times 2.40\%$	= ⑤ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	均等割額	=	$\frac{\text{加入者1人につき 年額}}{\text{円}} \times \frac{\text{加入者数}}{\text{人}}$	= ⑥ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	平等割額	=	$\frac{\text{加入世帯につき 年額}}{\text{円}}$	= ⑦ <input style="width: 100px;" type="text"/> 8,500 円
	減税額	=	「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ⑧ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
後期分合計 = ⑤ + ⑥ + ⑦ - ⑧ = B				後期分合計 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円

+

C	介護分 （介護納付金課税額）		対象者：40歳から64歳まで	介護分限度額：17万円
	所得割額	=	$\left(\frac{\text{令和5年中の総所得金額}}{\text{円}} - \frac{\text{基礎控除額}}{\text{万円}} \right) \times 2.26\%$	= ⑨ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	均等割額	=	$\frac{\text{加入者1人につき 年額}}{\text{円}} \times \frac{\text{加入者数}}{\text{人}}$	= ⑩ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
	平等割額	=	$\frac{\text{加入世帯につき 年額}}{\text{円}}$	= ⑪ <input style="width: 100px;" type="text"/> 6,500 円
	減税額	=	「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ⑫ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
介護分合計 = ⑨ + ⑩ + ⑪ - ⑫ = C				介護分合計 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円

||

計	令和6年度 国民健康保険税額	=	医療分 A + 後期分 B + 介護分 C =	=	<input style="width: 100px;" type="text"/> 円 （参考 合計金額÷12ヶ月 = <input style="width: 100px;" type="text"/> 円/月）
---	-------------------	---	-------------------------	---	---

※合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合には29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の場合には15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

■国民健康保険税の軽減基準と割合

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準を超えない場合には、医療分・後期分・介護分それぞれの均等割額・平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。

軽減割合	被保険者の総所得金額等(被保険者でない世帯主の所得も含まれます)
7割	430,000円+(年金・給与所得者の人数-1)×100,000円※を超えない世帯
5割	430,000円+(年金・給与所得者の人数-1)×100,000円※+(295,000円×世帯の被保険者数)を超えない世帯
2割	430,000円+(年金・給与所得者の人数-1)×100,000円※+(545,000円×世帯の被保険者数)を超えない世帯

※下線部分の計算結果が0円以下となる場合は、0円とみなします。

※65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。

※世帯内に所得未申告の方がいる場合には、減額されませんのでご注意ください。

■未就学児の均等割額軽減額

国民健康保険の均等割額は、年齢に関わらず1人あたりにつき課税されますが、子育て世帯の負担を軽減するために、令和4年度より世帯に属する未就学児※全員に対する均等割額を5割軽減します。

なお、上記の「■国民健康保険税の軽減基準と割合」に応じて、該当している世帯の未就学児の均等割額は以下のとおりです。

軽減割合	均等割額 (医療分)	均等割額 (後期分)
7割	3,870円	1,605円
5割	6,450円	2,675円
2割	10,320円	4,280円
軽減なし	12,900円	5,350円

※0歳から6歳に達する以後の最初の3月31日以前にある被保険者